

【対応の趣旨】

- 新型コロナウイルス対策として「接触機会の削減」、「移動の削減」を目的に、必要な対応を以下のとおりとします。

【期間】

- 新型コロナウイルスに係る総合対策本部が当該措置を解除するまでとします。

【必要な対応】

- 緊急事態宣言で指定された特定警戒都道府県への移動（出張を含む。）及び当該地域からの来学者の受入れ（来客、協定校からの派遣学生等）は原則禁止とします。

なお、やむを得ない事由により特定警戒都道府県から県内の居住地に戻ってきた者は、14日間を健康状況把握のための期間として自宅待機し、健康状態を毎日確認してください。

業務を除く不要不急な県外への移動は当面の間、自粛してください。

- 上記により特定警戒都道府県への移動は原則禁止としてますが、各キャンパスの判断によりさらに厳しくしている場合がありますので、その場合は当該キャンパスの指示に従ってください。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、職場環境における3つの密を避けるための対応で必要な場合は、職務命令権者（各キャンパス長、医学部附属病院長、各学部長等）は教職員に対して、在宅勤務を命ずることがあります。
- 学生については、各学部長・研究科長の判断により、原則として6月1日から資格試験等に必要な面接での実験・実習と卒業・修了に必要な卒業研究や特別研究等を認めます。ただし、5月中は準備期間とし、ガイドラインの策定や各学部・研究科の準備状況によっては開始時期を早めることも可能とします。（学生を立ち入らせる場合にあっては、立ち入り状況を把握するとともに健康状態を確認してください。）
- 研究活動は、原則、教職員及び本学と雇用契約にある者のみで行ってください。ただし、学部長・研究科長が認めた者については、感染防止に最大限の配慮をして、必要最低限の時間により研究活動を行うことを可能とします。
- 会議・打合せについては、テレビ会議やZoom等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意してください。また、やむを得ず複数が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用してください。
- TA、RA及びAAについては、感染防止に最大限の配慮をして業務を行うことを可能とします。
- 懇親会、食事会等は行わないでください。
- プライベートにおいても3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場所）を避ける行動を心がけてください。

【各自の対応】

- 自身の体調を管理（毎日体温を測る等）してください。
- 体調が悪いときや不安を抱えているとき又は濃厚接触者の疑いがある場合（新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者等）は山形大学保健管理センター（023-628-4154）に連絡し、その指示に従ってください。